

## 北海道体育学会会長・理事選出規程

平成 24 年 6 月 16 日 制定

令和 2 年 5 月 25 日 改定

令和 5 年 8 月 21 日 改定

- 第 1 条 会則第 8 条 1 項および 3 項にもとづく会長・理事候補者選出の円滑な遂行のために本選出規定を定める。
- 第 2 条 定数は会長候補者 1 名、理事候補者 8 名とする。
- 第 3 条 会長は学会運営上必要と認めた場合には、第 2 条とは別に会員の中から合計 6 名までの理事を推薦できる。
- 第 4 条 第 2 条に関する選出は投票とし、総ての被選挙権を有する会員と対象として実施する。
- 第 5 条 会長は理事の中から若干名の委員を委嘱し、選挙管理委員会（以下、委員会と称する）を構成する。委員会委員長は委員の互選によって選出する。
- 第 6 条 委員長は委員会を代表としてその運営及び業務の責を負う。委員は委員会に担う事務処理を行う。
1. 委員会は選挙台帳を作成し、これを選挙権者に通知する。
  2. 事務作業は委員会が事前に定めた申し合わせにもとづいておこなう。
- 第 7 条 会長・理事候補者選出の方法については、投票用紙の郵送による用紙投票方式もしくはウェブ投票方式のどちらかを委員会が指定する。用紙投票方式の場合は、会長候補者選出は単記、理事候補者選出は 4 名連記の郵便投票とし、当日消印を含めて締め切り期日までに到着したものを有効とする。ウェブ投票方式の場合は、指定された投票期間内にウェブサイト上で会長候補者 1 名、理事候補者 4 名の氏名をウェブサイト上に記入・投票する。
- 第 8 条 有効投票の多数を得た者から順次定数に充つるまで当選者とする。
- 第 9 条 会長候補者と理事候補者の両者に当選したものが生じた場合には会長候補者の当選を優先する。
- 第 10 条 選挙権は投票実施 3 ヶ月前における総ての正会員に付与される。
- 第 11 条 被選挙権は前年度正会員であり本投票締め切り日において引き続き正会員であるものに付与される。
- 第 12 条 総ての会長・理事候補者の選任は会則第 14 条にしたがっておこなう。
- 第 13 条 本選出規定の改定は会則第 14 条にしたがっておこなう。